

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第14号 発行日：平成27年9月3日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

ミナマタ現地調査特集

2015年ミナマタ現地調査が、8月22日から23日にかけて実施されました。

これは、水俣病不知火患者会、水俣病闘争支援熊本県連絡会議、水俣病問題を解決する会、当弁護団等で構成されるミナマタ現地調査実行委員会が、不知火海の水銀汚染と水俣病の広がりを明らかにするため毎年8月頃に実施しているものです。

今回は、海上から汚染の広がりを確認するため、「不知火海クルーズ」がメイン企画として22日午後実施されました。

また、「不知火海クルーズ」と並行して、水俣市公民館では意見交換会が実施されました。

23日午前には「すべての水俣病被害者救済のために、今こそ不知火病沿岸地域における健康調査の実施を！」とのテーマで決起集会が開かれました。



不知火海クルーズの参加者たち

近畿訴訟追加提訴



近畿訴訟第3陣提訴後の集会

8月28日、近畿訴訟の第3陣提訴が行われました。新たに原告に加わったのは熊本・鹿児島から転居して大阪に居住しておられる方12名、兵庫に居住しておられる方4名の合計16名です。

平均年齢は58.5歳、40代から70代まで、男性6人女性10人、特措法のいわゆる対象地域外の方が12名含まれています。特措法に申請し非該当とされた方が7名、申請していない方が9名です。これで、近畿訴訟の原告団は合計53名になりました。

提訴後は、大阪地方裁判所近くの大阪弁護士会館で集会を行いました。

近畿訴訟の第3回口頭弁論期日は、10月2日午後2時から、大阪地方裁判所の大法廷で行われます。

不知火海クルーズ

今年のミナマタ現地調査のメイン企画として実施された不知火海クルーズでは、水俣市の丸島新港を出港し、水俣市、津奈木町、芦北町を北上後、天草上島の姫戸町に渡り、天草上島及び下島と御所浦島及び獅子島の間を通り、獅子島と鹿児島島の長島の間を抜けて水俣に戻るというルートで不知火海を一周しました。

参加者は、陸続きで隣接していながら指定地域内外に分かれた、龍ヶ岳町と姫戸町及び倉岳町や、同じ海を挟んでいながらやはり指定地域内外に分かれた天草上島及び下島の南東側と御所浦島及び獅子島を海上から見学し、行政による不当な線引きを実感しました。

また、わずか1時間足らずで水俣と天草を結ぶことができる海上交通の利便性を再確認するとともに、現在より陸上交通網が発達していなかった水俣病発生当時における、海上交通のさらなる優位性に思いを馳せました。

23日決起集会

現地調査2日目には決起集会が行われました。

同集会では、板井優弁護士より、「ノーモア・ミナマタ、ノーモア・フクシマ」と題した記念講演が行われました。

その後、高岡滋医師から「天草・水俣病救済対象外地域住民における神経症状」と題した報告が行われました。当弁護団の園田昭人団長も、本訴訟の到達点と課題の報告を行いました。

そして、すべての水俣病被害者の救済を目指す「ミナマタ・アピール」が採択され、今年の現地調査は閉幕しました。

【今後の予定】

9月4日 熊本訴訟第12回弁論

9月19日20日 100人検診・高尾野

10月2日 近畿訴訟第3回弁論

10月7日 東京訴訟第4回弁論

11月16日 熊本訴訟第13回弁論

22日意見交換会

22日午後には「水俣はいま～水俣病被害者救済の現状と環境復元」と題した意見交換会が開催されました。

今回は、水俣病被害者側の訴えのみならず、行政から水俣市産業建設部経済観光課緒方卓也課長補佐及び水俣市福祉環境部環境課山内道雄主幹、民間から環不知火プランニングの塩崎乃婦子氏のご報告をいただきました。

このようなことから、例年以上にマスコミなどの注目を集めるとともに、非常に充実した議論ができた集会となりました。

とある弁護団員のヒトリゴト

現在、参議院では安保法案の審議が大詰めを迎えつつあります。この法案が成立すれば、日本は米国の戦争により積極的に参加するようになるのは確実ですが、それは本当に日本が行うべき国際貢献でしょうか。

日本は、唯一の戦争被爆国であること、徹底した平和主義を定める憲法9条を持つことなど、米国にはない特徴があります。克服途上とはいえ、水俣病被害の経験も国際的に貴重な教訓とすべきです。今回の安保法案が通過し、米国の戦争に加担するようになれば、日本の特徴を生かした、本当に行うべき国際貢献がかえって難しくなるのではと危惧します。(熊本弁護団・大原誠司)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。

また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索